

障害者基本法の改正を求めるDPI全国集会アピール

障害者基本法が2011年に改正されてから早7年が経過している。2011年改正法の附則第2条において3年後の見直し規定が盛り込まれているが、いまだ法律改正の動きは見られない。前回の改正は、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として行われたもので、障害の社会モデルの考え方を盛り込むなど、一定の質的転換が図られ、その後の障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定を経て、障害者権利条約批准へとつながっていくものであった。

DPI日本会議はこの間、障害者基本法の改正に向けて法律の改正内容を検討し、DPI試案を作成した。全国集会や政策討論集会など様々な機会を通じて加盟団体や関係団体からの声を集めるとともに、HP上に公開し、広く意見を集めてDPI試案のバージョンアップを図ってきた。

2018年6月2日DPI日本会議全国集会おいてシンポジウム「障害者権利条約の完全履行に向けて障害者基本法改正待ったなし！」を開催し、障害者権利条約の完全履行に向けた障害者基本法改正の必要性を確認し、その改正内容について議論した。

**１．障害者基本法の早急な改正を**

障害者基本法は施行後3年目の見直しがされないまま4年が経過しており、2019年の通常国会での改正を強く求める。

日本は、2020年に国連障害者権利委員会による建設的対話を控えている。ここに向けて障害者権利条約の国内実施をさらに促進させるために、障害者基本法の改正が不可欠である。

**２．前回の法改正からの積み残し課題の解消**

2011年の改正では、障害女性に関する独立した条項が盛り込まれなかったこと、地域生活や教育において「可能な限り」という文言が入っていること、障害者権利条約の国内監視機関の強化等、多くの課題が残されている。これらの積み残しの課題を解消し、障害者権利条約の完全履行をすすめるために、障害者基本法改正を強く求めるものである。

集会の参加者一同により、上記２点を踏まえた障害者基本法の改正を強く求めるものである。

2018年6月2日

第34回DPI日本会議全国集会in神奈川　参加者一同